

「通信・放送の在り方に関する懇談会」

## 追加質問への御回答



平成 1 8 年 4 月 5 日  
K D D I 株 式 会 社

\* 組織名等の敬称は省略させていただいております。

# ご質問への回答 1 : 構造分離が実現されない場合の選択肢

## ご質問

- ◆ NTTグループの完全資本分離とNTT東西のアクセス部門の分離が必要であると強く主張したが、仮にこれらの構造分離が実現されなければ通信市場の公正競争は実現しないのか。他に取り得る選択肢は考えられないのか。

## 当社の考え

1. 真の公正競争を促進するには、抜本的措置（完全資本分離／アクセス部門の分離）が必要。
2. 抜本的措置としての構造分離の早期実現が困難な場合、公正な競争を促進するルールを更に徹底する必要あり。ルールの徹底には、主に三つの施策が必要。
  - (1) ドミナンスへの対応
    - ①持株会社のグループ支配力を可能な限り弱め、グループ会社間競争を喚起（一元管理機能に対する制約）
    - ②グループ会社間のファイアウォール<sup>(注1)</sup>の徹底、事業会社毎の会社名・サービスブランドの分離
    - ③過半のシェアを有する支配的事業者の事業展開に関するルールの徹底  
⇒ 支配的事業者同士（NTT東・西／NTTドコモ）の連携サービスの扱い  
⇒ NTT東・西の独占的市場支配力が解消されるまでの間の他分野への進出<sup>(注2)</sup>の扱い
  - (2) ボトルネックへの対応
    - ①NTT東・西アクセス部門の社内機能分離（BTの機能分離が参考事例）  
⇒ お客様向けサービス提供部門<sup>(注3)</sup>とアクセス部門<sup>(注4)</sup>の組織上・事業管理上の明確化
    - ②設備開放ルールの拡充  
⇒ 次世代IP網、線路敷設基盤（電柱・管路等）及び局舎の指定設備化
  - (3) NTTの在り方に関する定期的見直し  
3年毎の見直し規定を法定化し、ドミナンス／ボトルネックへの対応状況を評価した上で構造分離の必要性を定期的に検証。

注1：ヒト・モノ・カネ・情報の共有遮断

注2：活用業務：公正競争に支障を及ぼすおそれがない等を条件として総務省の認可を受けて行なう業務範囲の拡大

注3：指定電気通信設備利用部門 注4：指定電気通信設備管理部門

## ＜参考＞諸外国の状況（英国）

1. BTは、卸売部門のアクセス関連機能を切り出し、独自ブランドを持つ独立性の高い組織としてアクセスサービス部門を設置（社内機能分離）。
2. 加入者回線等のアクセスサービスを、自社の小売部門と他社に対して、同一条件で提供。

- (1) IP時代のアクセスの重要性を踏まえた抜本的措置。
- (2) BTの他の事業部を含む全ての通信事業者に対して、①同一のシステムとプロセスによって、②同一の期間内に、③料金も含め同一の契約条件で、④同じプロダクト・サービスおよび関連市場情報を提供。

	BT	NTT東・西
(1)組織形態	<p>BT社内で、Openreachと他部門を組織的に分離</p> <p style="text-align: center;">* SMP: Significant Market Power (重大な市場支配力)</p>	<p>組織上、NTT東・西社内で管理部門と利用部門が分離されていない*</p> <p style="text-align: center;">* 相互接続部門等、区分が明確な組織も一部存在</p>
(2)ファイアウォール	<p>OpenreachとBT他部門との間で、会計、ブランド等を分離 (ヒト/モノ/カネ/情報)</p>	<p>NTT東・西社内に、指定設備の管理部門と利用部門との間で会計分離(カネ)</p>
①ヒト	あり(役員/従業員)	なし(組織上分離されていない)
②モノ	あり(設備/ブランド)	なし
③カネ	あり(会計/報酬)	不十分(会計)
④情報	あり(営業情報/顧客情報)	なし(接続で得た情報の営業への流用は禁止規定あり)

## ご質問への回答 2 : 構造分離後の各社の再統合

ご質問

- ◆ NTTが資本分離され、アクセス部門を分離した場合、その後の各社の再統合についてどう考えるか。

### 当社の考え

1. NTTの資本分離及びアクセス部門分離という抜本的措置により、真の公正競争環境が実現することを期待。
2. 資本分離・アクセス部門分離後の各社の再統合は、原則自由。  
ただし、構造的措置の趣旨が損なわれることのないよう、以下については法律によるルール整備が必要。

#### ①アクセス会社に対するルール

現行の第一種指定電気通信設備に関するルールを引き継ぐ形で分離されるアクセス会社については、アクセス系の設備競争が進展するまでの間は卸専業とし、お客様向けサービスを提供する事業会社との再統合は認めない。

地域分割されるアクセス会社同士の再統合についても、直接／間接競争のため、一定の制約を課す。

#### ②市場支配的な事業者に対するルール

過半のシェアを占め市場支配力を有するドミナント事業者同士の連携・再統合については、競争の進展状況を見極めた上で、競争制限的でないとは判断されるまでの間は認めない。